

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成31年1月22日（火）午前9時～午前9時39分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「平成31年狛江市議会第1回定例会提出予定議案について」の説明をお願いします。

部 長 提出予定議案1～9については、現在整理中のため、次回以降の庁議で審議をお願いします。

10「所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、所得税法等の一部を改正する等の法律の施行による所得税法の改正に伴い、関係する条例を改正するものです。

11「狛江市福祉施設入所者等費用徴収条例の一部を改正する条例」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による知的障害者福祉法の改正に伴う一部改正を行うものです。

12「狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による災害弔慰金の支給に関する法律の改正に伴う一部改正を行うものです。

13「狛江市介護保険条例の一部を改正する条例」は、低所得者に対する介護保険料の軽減措置を継続するための一部改正を行うものです。

当初提案としては、以上13件を予定しています。

次に追加予定議案について、1「狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、国家公務員における超過勤務時間の上限設定に伴い、狛江市においても上限の設定を行うための一部改正を行うものです。

2「狛江市税条例の一部を改正する条例」、3「狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例」、4「狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、今後予定されている地方税法等の改正に伴う一部改正を行うもので

す。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。次に審議事項2「狛江市商業振興プラン（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部長 現行の狛江市商店街振興プランが平成26年度から30年度までの計画であることから、新たに5年間を期間とする計画を策定すべく、30年6月に学識経験者、商業関係者、公募市民、商工会事務局長及び市職員で構成する狛江市商店街振興プラン策定委員会を設置し、委員会での6回の会議を経て、1月17日付けで市長へ中間報告書が提出されました。

なお、第1回委員会において、市民生活に密接な商業やサービス業等を広く商いとして捉え、プラン名を現行の狛江市商店街振興プランから狛江市商業振興プランに名称を変更することとしました。

「第1章 プランの策定について」では、計画策定の趣旨、計画期間、計画の位置付けを記載しており、計画期間は平成31年度からの5年間としています。

「第2章 狛江市の商業を取り巻く環境」では、交通状況や自然環境、人口等の社会条件といった狛江市の概要や特徴、今後の国や都、狛江市の動向について記載しています。

「第3章 狛江市の商業の現状と課題」では、狛江市の産業及び商業の現況、経営者アンケート及び消費者アンケートの概要、商店会長へのヒアリングの概要、商業振興施策の実施状況、狛江市商業の課題を記載しています。

「第4章 狛江市の商業振興施策」では、狛江市商業の基本理念及び基本理念を実現するための基本方針を定めています。さらに、施策の体系、施策の体系に基づいた取組内容を記載しています。

なお、日常に密接に関係している商業は、狛江市においても重要な産業であるものの、仕事や消費活動を市外に求める傾向が続いていることを踏まえ、商業が市民の日常生活を支え、地域産業の活力となることを目指し、市民や事業者とともに魅力的なまちをつくっていくことを目指す方向性として、基本理念「充実した生活を支える商業 市民・事業者とともにつくる活力あるまち こまえ」を定めました。また、基本方針については、「基本方針1 市民の日常の買い物ニーズに応える商業づくり」、「基本方針2 都市の活力と魅力を創る地域産業づくり」、「基本方針3 にぎわいとやさしさのある商店街づくり」、「基本方針4 未来につながる経営体制づくり」の4つとしています。

「第5章 プランの推進について」では、プランの推進方針や進捗管理について記載しています。

続いて、パブリックコメント及び市民説明会について説明します。

まず、パブリックコメントについて、実施期間は2月1日午前8時30分から3月4日午後5時15分までとし、地域活性課窓口、市内公共施設及び市ホームページで閲覧できる他、市民説明会でも素案を配布します。

意見の提出方法としては、地域活性課窓口への書面による提出の他、郵送、ファクシミリ、電子メール、ホームページの専用フォームとし、提出できる者の範囲は、狛江市内に在住・在学・在勤の方又は市内に事業所等を有する方とします。

次に、市民説明会について、第1回を2月8日午後7時から狛江市防災センター302 会議室で、第2回を2月9日午前10時から市役所特別会議室で開催します。

本プランについて意見等ある場合、1月25日正午までに地域活性課へ連絡をお願いします。

市長 表紙の日付けが西暦になっているようですが、計画等における記載のルールはありますか。

部長 正式なルールはありませんが、平成31年5月以降の日付については、和暦と西暦を併記するようにしています。

市長 次回の庁議までに取扱いの整理をするようにしてください。

その他意見等ないようなので、次回以降の庁議において継続審議とします。次に報告事項1「多摩川河川敷におけるドッグラン及び駐車場試験運用（第二次中間報告）について」を報告してください。

部長 まず、報告書の構成について説明します。「1. はじめに」では、本報告書の概要を記載しています。

「2. ドッグラン試験運用について」では、試験運用の概要、利用状況数調査、利用者アンケート調査、現地ヒアリング調査、市民アンケート調査、まとめ・考察を記載しています。

「3. 駐車場試験運用について」では、試験運用の概要、利用状況数調査、利用者アンケート調査、市民団体ヒアリング調査、市民アンケート調査、まとめ・考察を記載しています。

「4. 今後の取組みについて」では、様々な調査結果を踏まえ、今後どのような検討を行っていくのかを記載しています。

「5. 参考資料」では、各種調査結果及び施設の利用規約を記載しています。

次に、ドッグラン・駐車場のそれぞれの調査結果、今後の取組みについて説明します。まず、ドッグランについて、夏場と1月の利用者減が大きいものの、それ以外の月では、平日で16.6人、土・日曜日、祝日で34.9人の利

用者がありました。利用者アンケート調査から、暑くて利用しづらいことが夏場の利用者減の要因であることがわかります。また、利用者から、芝生や日かげの設置、開園時間の延長について多くの意見をいただいています。また、現地ヒアリングから、ドッグランができたことで利用者同士の交流が生まれたこともわかり、利用者からは肯定的な意見が多く、設置が望まれていることが窺えます。一方で無作為抽出のアンケート調査では、ドッグランを知っている人の約9%程度しか利用しておらず、利用をしない理由の大半が「犬を飼っていないため」という回答でした。また、1年間の試験運用期間中に、台風に伴うフェンスの撤去等を行ったことがあり、台風通過時期の運営体制についても考慮する必要があると考えています。

駐車場について、一日あたりの利用台数は18台、利用者アンケートや利用状況調査から推計した利用稼働率が27.1%となる等、十分に余裕があり、市民団体ヒアリングにおいても、駐車場設置の影響はあまり感じなかったとの回答をいただいています。また、近隣の駐車場を運営する事業者からは、市による無料実施は、事業者の利用台数に影響を与えているとの意見もいただいていることから、料金設定についても考慮する必要があると考えます。

今後の取組みとして、ドッグランについては、試験運用の結果や専門家のアドバイスを踏まえ、正式設置の可否や実施形態を検討して行きたいと考えています。また、駐車場についても、試験運用の結果や多摩川周辺の民間駐車場の整備状況を踏まえ、正式設置の可否や実施形態を検討して行きたいと考えています。

今後予定している市民フォーラムを試験運用の結果の報告及び意見交換の機会とし、ドッグラン及び駐車場に加え、市民からの関心が高いバーベキューや休憩施設、イベント活用等の要素も加え、幅広い観点から今後の方向性を検討してまいります。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 ドッグラン及び駐車場の方向性については、前回の報告書においても「検討する」という内容でしたが、本件は議会からも質問をいただいているところであるため、いつまでにどのように決定するのかを教えてください。

部長 幅広く丁寧に意見を伺いたいと考えており、まずは2月に市民フォーラムを実施する予定です。その後、平成31年度の夏季頃までに方針を決定し、再度フォーラムを行って意見を伺った後に、正式な方向性を決定してまいりたいと考えています

部長 平成30年度においても、幅広く丁寧に意見を伺いたいとの報告であり、進展が見られないように感じます。また、無作為抽出によるアンケートであれば、ドッグラン未利用の理由の大半が、「犬を飼っていないため」となる

ことは、当初から想定されていたことだと思います。

部 長 ドッグランに関しては、一定の利用者もおおり、コミュニティの形成に寄与しているという結果もあるため、国土交通省や利用者の意見を聴きながら、有効利用できる場所にしていきたいと考えています。

市 長 今後は、ドッグラン及び駐車場を利用していない人の意見も伺いながら、専門的な意見も踏まえ、市民フォーラムを実施した上で方針を決定するようにしてください。

 報告を了承とします。続いて報告事項2「多摩川利活用推進に関するフォーラムの開催について」を報告してください。

部 長 本フォーラムは、ドッグラン及び駐車場の試験運用結果を説明した上で、ドッグラン及び駐車場を含めた多摩川利活用推進の今後の取組みについて、広く意見を聴くことを目的に開催するものです。

 日時は2月23日午前9時30分から、場所は市役所特別会議室、対象は市内在住・在勤・在学の方、定員は先着40人で、広報こまえ2月1日号、市ホームページ、環境政策課 SNS への掲載及び市内掲示板へのポスター掲示により、周知を行います。

 内容について、まず市から多摩川利活用基本計画並びにドッグラン及び駐車場の試験運用結果についての説明を行い、その後にパネルディスカッションにおけるパネリストに、自己紹介を兼ねて日頃の活動等をお話いただき、最後に、参加者にグループワークを行っていただき、そこで出た意見や質問について、パネリストを交え意見交換を行います。

 パネリストは、株式会社ドッグラン・ラボの古川様、狛江水辺の楽校協議会の竹本様、Comacolor の篠塚様、京浜河川事務所河川環境課長の櫛原様の計4人です。

市 長 本件について、質問等ありますか。

部 長 先着40人とのことですが、広く市民の意見を拾い上げるためにも、40人以上の申込があった場合でも、フォーラムへ参加できるようにしていただきたいと思います。また、本フォーラムは、今回限りではないとのことなので、次回以降のパネリストの選考に当たっては、観光協会、ボーイスカウト、陸上競技協会、乗馬体験の実施団体等、環境団体以外の団体・組織からの選出も検討していただきたいと思います。

市 長 特別会議室では人数に限りがあるため、今後は市民センター等での開催も視野に入れていただきたいと思います。

部 長 グループワークを考慮すると、今回に関しては40人程度が限度であると考えますが、申込が先着の40人を超えた際には、オブザーバーでの参加等も検討していきます。

- 教育長 多摩川緑地公園グラウンドは、本フォーラムにおけるディスカッションの対象となっていますか。
- 部長 ディスカッションの中で話題にあがる可能性はありますが、基本的には、ドッグラン・駐車場及び多摩川の利活用に関する内容が対象となります。
なお、野球連盟及び観光協会に対しては、報告書の作成の中で意見を伺っています。
- 教育長 テーマが、「多摩川利活用推進」と大きいものの、実際はドッグラン及び駐車場が主だった内容なので、サブタイトルを付す等、焦点を絞った方が良いと思います。
- 部長 可能な範囲で対応するようにします。
- 市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「狛江市立小学校用務業務及び学校設備管理業務委託公募型プロポーザルの選定結果について」を報告してください。
- 部長 本プロポーザルでは、6社から提案書が提出され、狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定等委員会における審査の結果、株式会社リンレイサービスを受託候補事業者として選定し、狛江市指名業者選定委員会において承認を得たところです。
今後は、受託候補事業者と速やかな業務移管に向けた協議を進めてまいります。
- 市長 本件について、質問等ありますか。
- 参与 本件の契約期間を教えてください。
- 部長 平成31年度の単年度契約です。
- 市長 報告を了承とします。
その他お知らせはありますか。
- 部長 ゾーン30についてです。
ゾーン30は、生活道路における交通安全対策の一つで、歩行者等の安全の確保を目的に、区域を定め、自動車速度規制を時速30kmにする交通規制のことです。
この度、市内2か所目のゾーン30として、狛江第一小学校を中心とした本町通り、一中通り、松原通り、狛江通りに囲まれた区域を指定しました。
今後の予定について、調布警察署では標識を1月22日から24日にかけて設置し、市では1月下旬を目処に路面への表示を実施してまいります。
- 部長 実際の規制はいつから開始されますか。
- 部長 1月24日には標識の設置が完了するため、その日からの開始となると想定しています。
- 市長 その他何かありますか。

部 長 紙おむつの収集方法の変更についてです。

現在、可燃ごみとして有料の指定収集袋で収集している紙おむつを、可燃ごみの日に任意の透明又は半透明のポリ袋に入れ、油性ペンでおむつと袋に表示することにより、排出できるよう変更します。

変更日は4月1日からで、これにより、ごみ処理手数料の減免手続きを行うことで可燃ごみの指定収集袋の配布を受けていた幼児おむつを使用する0歳児から2歳児を養育している世帯と、狛江市から介護用品の支給を受けている介護おむつを使用する世帯の負担が軽減されるとともに、市における年度当初の申請手続きの負担軽減も図ります。

周知については、ごみリサイクルカレンダー、市ホームページ、広報こまえ及びツイッター等で行います。

市 長 本件については、議会にも報告するようにしてください。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、1月29日午前9時から開催します。